

カード使用許可（変更・更新）申請書

事業所登録番号	F-■■■■■■■■■■	事業所名	株式会社〇〇サービス 〇〇支店		PSカードID番号	※変更報告時のみ記載する。
フリガナ	カクダイ タロウ		男	S・H	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇
申請者氏名	拡大 太郎		女	7年 7月 7日生		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇
苗字表記	KAKUDAI TARO				電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
<p>ターミナル名を別紙「ターミナル一覧」より一つだけ選択する。 (カードに印字されます。)</p> <p>RC-1~2 (港湾を有する本船(船内))</p> <p>「S」「A」「T」のいずれかを丸で囲む。</p> <p>「S」 「A」 「T」</p> <p>例: 港湾運送事業法における運送、固定・業務に従事する労働者、または船陸交通許可証を所有する者、</p> <p>A 船側(エプロン) 例: 港湾運送事業法における港湾荷役(沿岸荷役)、船積貨物警備の業務に従事する労働者、船側で検数、鑑定、検量に携わる者、または係船作業の目的で本船に近づく者</p> <p>T ターミナル 例: ゲート部、管理棟、メンテナンスショップ等、ターミナルの特定施設にしか立ち入らない者、船側に立ち入らない者、または貨物搬出入の目的でターミナルに出入りするトラック等の運転手(ホットデリバリーを行う海上コンテナトレーラーの運転手を含む)</p>						
雇用関係	港湾労働者番号	※本欄に記入する場合は、「雇用保険」欄の記入は不要。				
	雇用保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入(雇用保険被保険者番号: ■■■■■-■■■■■-■) <input type="checkbox"/> 未加入(未加入理由を記載した理由書(様式4-1)及び証明書類を添付すること。)				
<p>港湾労働者番号を記入した場合は、「雇用保険被保険者番号」の記入は不要。</p> <p>勤務していた事業所においてPSカードを使用していたが返納済(又は事業所に返却した)である。</p> <p>勤務していた事業所においてPSカードを使用していたが返納手続を行っていない。(注)</p> <p>(注)転職等で以前に使用していたPSカードについては、所属していた事業所を通じて返納手続が必要です。</p> <p>返納手続を行っていない場合につきましては、本申請者にかかるPSカードの発行はできません。</p>						

PSカード一枚を使用したいので、PSカード使用規約に同意の上、(変更・更新)申請します。

また、受領については別添の「PSカード使用許可申請書の提出について」にて記載した担当者に委任します。

令和〇年〇月〇日

国土交通省 近畿地方整備局長

殿

※雇用保險被保

提出日を記載して下さい。

)) または、港湾労働者証(港湾労働者番号を記入する場合)等の写しを添付すること。

変更申請時は、変更箇所に下線を引くこと。券面に変更が生じる場合(氏名・従事港湾・行動範囲)は写真を添付すること。

(日本工業規格A列4)

ターミナルの一覧（出入管理情報システムを導入している重要国際埠頭施設の一覧）

港名	国際埠頭施設名 (保安規程単位)	略称
東京港	品川ふ頭外貿コンテナターミナル施設	品川公共コンテナ
東京港	青海コンテナふ頭外貿コンテナターミナル施設	青海公共コンテナ
東京港	青海埠頭3号岸壁コンテナ埠頭施設	青海3号
東京港	青海埠頭第4号岸壁	青海4号
東京港	大井埠頭1号、2号岸壁及び荷さばき地	大井1・2号
東京港	東京地区新3号・4号岸壁及び荷さばき地	大井3・4号
東京港	大井コンテナ埠頭新5号及び荷さばき地	大井5号
東京港	大井埠頭コンテナ埠頭施設6号・7号バース	大井6・7号
東京港	上組東京コンテナターミナル	上組CT
東京港	お台場ライナー埠頭	お台場ライナー
横浜港	大黒埠頭C突堤第3号岸壁	大黒C-3
横浜港	本牧埠頭D突堤第4号バース	本牧D-4
横浜港	本牧埠頭D突堤第5岸壁	本牧D-5
横浜港	南本牧ふ頭MC-1、2岸壁	南本牧MC-1・2
横浜港	本牧埠頭A突堤5、6号岸壁	本牧A-5・6
横浜港	本牧ふ頭A-7号／A-6号岸壁	本牧A-6・7
横浜港	本牧ふ頭C突堤5号～9号岸壁及びBC突堤間1号岸壁	本牧BCターミナル
横浜港	本牧ふ頭D突堤1号～3号岸壁	本牧D1
横浜港	大黒ふ頭T-9号岸壁	大黒T-9
川崎港	東扇島川崎コンテナターミナル施設	KCT
清水港	新興津埠頭新興津1号岸壁	新興津CT
清水港	袖師第一ふ頭袖師5号～8号岸壁	袖師CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 90～92号岸壁	公共北CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 93・94号岸壁	公共南CT
名古屋港	飛島ふ頭地区 NCBコンテナふ頭岸壁(R1, R2, R3)及び荷さばき地	NCB
名古屋港	飛島ふ頭地区 TS1、TS2岸壁	TCB
名古屋港	鍋田ふ頭地区 T1、T2、T3岸壁	NUCT
四日市港	霞ヶ浦南埠頭26号、27号岸壁	四日市霞ヶ浦南
四日市港	霞ヶ浦北埠頭80号岸壁	四日市霞ヶ浦北

港名	国際埠頭施設名 (保安規程単位)	略称
大阪港	咲洲地区南港C6・C7岸壁	C6～7
大阪港	咲洲地区南港C9岸壁	C9
大阪港	大阪港咲洲地区国際フェリー岸壁	KF
大阪港	コンテナ埠頭第1号～第4号岸壁	C1～4
大阪港	コンテナ埠頭第8号岸壁	C8
大阪港	夢洲コンテナターミナル	C10～12
神戸港	六甲アイランドコンテナ第1／2号岸壁	RC-1～2
神戸港	ポートアイランドコンテナ埠頭第13号岸壁	PC-13
神戸港	ポートアイランドコンテナ第14号岸壁	PC-14
神戸港	ポートアイランドコンテナ第15号・16号・17号岸壁	PC-15～17
神戸港	ポートアイランドコンテナI・J第18号岸壁	PC-18
神戸港	六甲アイランドコンテナ第3／4／5号岸壁	RC-4～5
神戸港	六甲アイランドコンテナ第6／7号岸壁	RC-6～7
下関港	本港地区細江埠頭18、19、20、21号岸壁	細江18～21
下関港	本港地区第一突堤8号岸壁	一突8
下関港	本港地区第一突堤10、12、13号岸壁	一突10・12～13
下関港	新港地区新港埠頭新港1号岸壁	新港1
下関港	下関港長府地区長府埠頭2、3号岸壁	長府2～3
北九州港	太刀浦第一コンテナターミナル太刀浦7、8号岸壁	太刀浦第1CT
北九州港	太刀浦第二コンテナターミナル太刀浦29、30、31、32、33号岸壁	太刀浦第2CT
北九州港	ひびきコンテナターミナル響灘西3、4、5、6号岸壁	ひびきCT
博多港	アイランドシティ地区アイランドシティー14m・15m岸壁	アイランドシティCT
博多港	香椎パークポート地区香椎パークポートー13m岸壁	香椎パークポートCT
博多港	中央ふ頭地区中央ふ頭西ー10m・ー9m岸壁	中央埠頭西在来